

学校生活上のきまり

交通関係

1. 通学自転車・原付・自動車を使用する者は、必ず通学許可願・誓約書を提出し、許可を得ること。
2. 原付・自動車で通学する者は必ず保険に加入すること。自転車通学の者も原則として加入すること。
3. 自転車・原付は、盗難にあわないよう二重のロックをすること。
4. 原付や車の違法改造(マフラー等)やナンバーの折り曲げ等をしないこと。
5. 生徒どうし等、家族以外の同乗登校はしないこと。
6. スマートフォン等を使用しながら通学しないこと。

※交通関係のきまりが守れないときは、原付・自動車通学の許可を取り消す場合があります。

学習

1. 授業では必ずノートを取り、その日のうちに授業担当者に提出すること。
2. 他の授業に参加したり、授業担当者の許可なくおしゃべりをしないこと。
3. スマートフォン等は、授業担当者の許可がないときは、バック等にしまい、音が出ないようにすること。

出席・欠席について

1. 授業日は、原則として 16 時 30 分から 17 時の間に登校すること。
2. その日の授業が終了したら速やかに下校すること。
3. 欠席・遅刻等の連絡は、原則として保護者が行うこと。

その他

1. 学校敷地内は禁煙なので、成人であっても喫煙しないこと。
2. 学校の施設・道具は大切に使用すること。
3. 貴重品の管理を徹底すること。
4. 授業に必要なものは学校に持ち込まないこと。